DSIからの利益配分に係る公開 作業部会1(WGDSI-1)報告

JBA 22.Dec.2023

主な内容

DSI利益配分問題の背景

この問題が産業界に与えうるインパクト

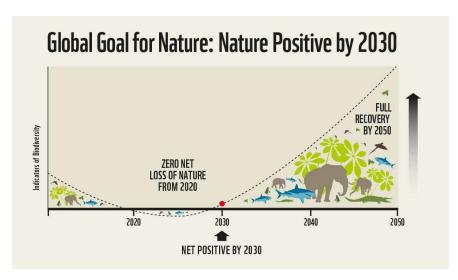
WGDSIで明らかになった加盟国間の見解の相違

今後の検討プロセス

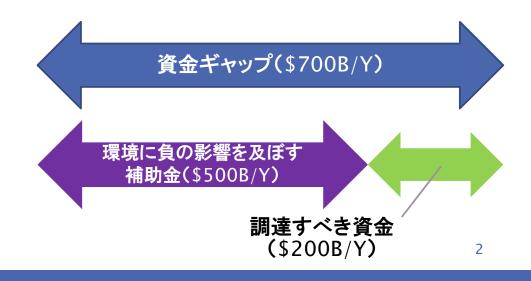
我々はどうすればこの問題に前向きに取り組めるのか?

DSI(Digital Sequence Information)の利益配分問題の背景

- 天然資源に対する国家の主権的権利
- "デジタルパイラシー"
- GBF達成に必要な資金の新たな調達手段



https://www.naturepositive.org



DSIは利益配分の対象なのか?

- YES(COP15で決定)
 - →でも条約上の根拠は未だに曖昧

(名古屋議定書 5条)...benefits arising from the utilization of genetic resources as well as subsequent applications and commercialization shall be shared in a fair and equitable way with the Party providing such resources...

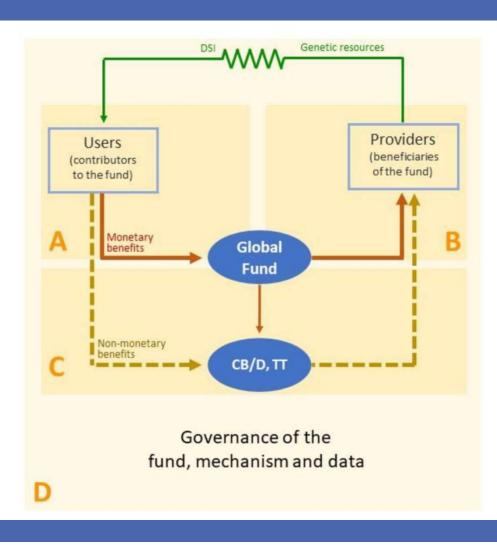
- そもそも「DSI」、「DSIの使用」とは?
 - →未だに定まった定義はない(が、遺伝子塩基配列が含まれるのは確実)

第15回生物多樣性条約締約国会議(COP15)

DSIに関する決議(決定15/9)の主な内容:

- DSIの使用から生じる利益は、公正かつ衡平に配分されるべきであることに合意
- 利益配分の解決策は、クライテリア(パラ9、10)を満たすこと
- <u>国際基金</u>の設置を含む、DSIからの利益配分の<u>多国間メカニズム(MLM)を設置</u> すること
- ・公開作業部会を設置し、COP16に向けたMLMに関する勧告案を策定すること
- COP18において、MLMの有効性をレビューすること

多国間メカニズム(MLM)



A. 基金への拠出

B. 資金の支出

C. 非金銭的利益配分

D. (基金、仕組、データの)ガバナンス

CB/D: 能力構築/開発

TT: 技術移転

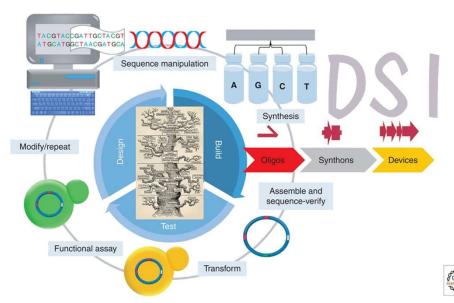
Overview of information gathered further to decision 15/9 and key points for consideration by the Ad Hoc Open-ended Working Group on Benefit-sharing from the Use of Digital Sequence Information on Genetic Resources (CBD/WGDSI/1/2)

DSI(情報)からの利益配分はとても難しい

- •1DSI≠1製品/発明
- DSIは種も国境も超える
- どこまでが遺伝資源に基づくDSIで、どこからが人工的DSIなのか?



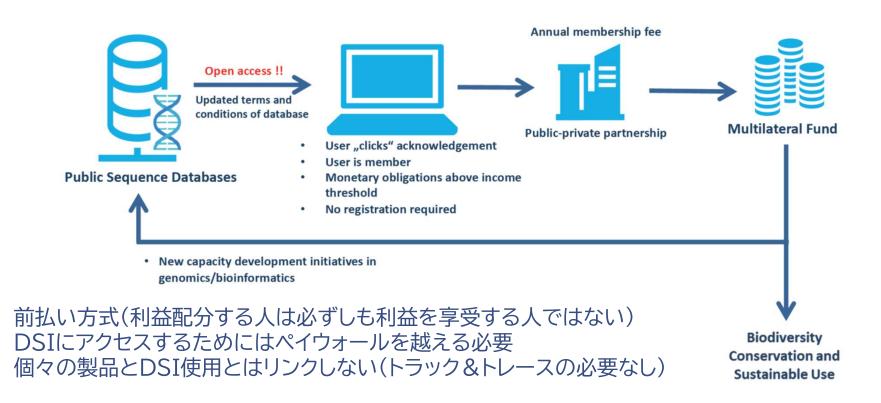
https://unctad.org/system/files/official-document/ditcted2017d6_en.pdf



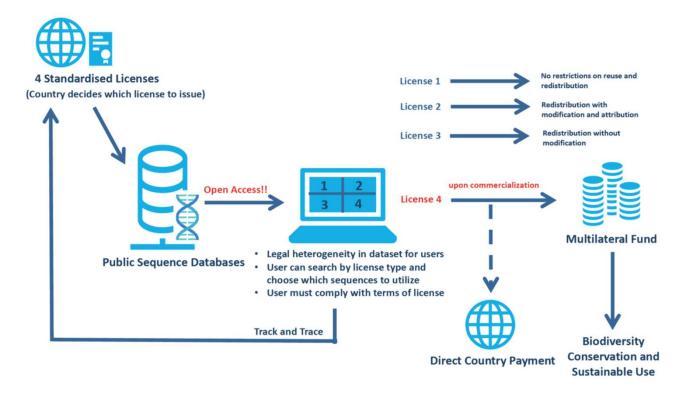
Randall A. Hughes, and Andrew D. Ellington Cold Spring Harb Perspect Biol 2017;9:a023812

• データベースのサブスクリプション

https://www.dsmz.de/fileadmin/user_upload/Collection_allg/Final_WiLDSI_White_Paper_Oct7_2020.pdf



・標準ライセンスシステム https://www.dsmz.de/fileadmin/user_upload/Collection_allg/Final_WiLDSI_White_Paper_Oct7_2020.pdf



- 利益配分は利用規約で定められ た規定に従う(トラック&トレー スが必要になる可能性あり)
- オプション含めた契約内容は予めセットされたものを用いる
- 利益が発生するタイミングや配 分額に予測性なし

• Levyシステム



- バリューチェーン全体の1か所で課金
- 個々の製品とDSI使用とはリンクしない(トラック&トレース不要)
- コスト負担者が最終製品購入者の場合: 広い拠出ベース、拠出の最大化
- 利益配分? 地球規模の環境税?

Conservation and

Sustainable Use

• 多国間メカニズムと二国間メカニズムのハイブリッド



異なるメカニズムの共存→複雑なシステム、遵守が困難

• 二重払いのリスク

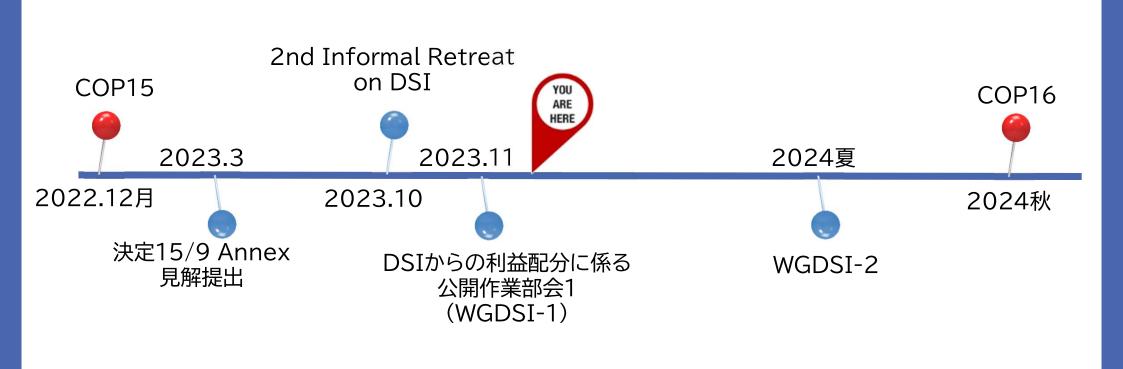
10

DSIからの利益配分が義務化されたら?

※制度設計によって変わります

- 利益が発生する以前のデータベースへのアクセスや特許出願時、あるいは製品の上市時などに利益配分が求められる。
- ・公共データベースのアクセス時に、有償利用契約の締結や、利益配分に関する義務が盛り込まれた利用規約への同意が求められる。
- DSIを使用する際に、利益配分義務の有無を都度確認する必要が生じる。
- 利益配分のメカニズムが各々異なる遺伝資源とそれに由来するDSIを同時に扱う研究開発が複雑化する。
- 自社製品一つ一つにDSIがどの様に使用されたか管理・調査する必要が生じる。
- 自社製品の販売先に、DSIの使用に関する情報を受け渡す必要が生じる。
- 利益配分義務が課せられない国の企業に比べて価格競争力が低下する。
- DSIを使わなくて済む製品開発・製造プロセスに対する競争力が低下する。
- DSIを使用するバイオプロセスの回避につながり、バイオエコノミーの推進が阻害される。

COP15以降のプロセス



12

第1回公開作業部会(WGDSI-1)における論点

• COP15(決定15/9 Annex)で示された課題

(a) 基金の管理	(i)有効性のモニタリング、評価及び見直し
(b)利益配分のトリガーポイント	(j) 他の資源動員手段や資金に対するメカニズムの適応性
(c)基金への拠出	(k) 各国の仕組みと多数国間利益配分メカニズムのイン ターフェース
(d)多数国間メカニズムを遺伝資源又は生物資源へ自主的 に拡大する可能性	(1) 名古屋議定書との関係
(e)地理的起源の情報を含むクライテリアの1つとする金銭 的利益の分配	(m)先住民及び地域社会の役割、権利及び利益(関連する 伝統的知識を含む)
(f) 地理的起源の情報を含むクライテリアの1つとする非金 銭的利益の分配	(n)産業界及び学界の役割及び利益
(g) 遺伝資源のデジタル塩基配列の使用から得られる利益 配分に関するその他の政策オプション	(o)研究・技術と多数国間利益配分メカニズムの関連性
(h)能力構築及び技術移転	(p)データガバナンスの原則

WGDSI-1(11/14~18 @ジュネーブ)



ジュネーブ国際会議場

- COP15決定15/9 Annexの各論点に対する 意見出しと仕分け
- WGDSI-2に向けての作業計画

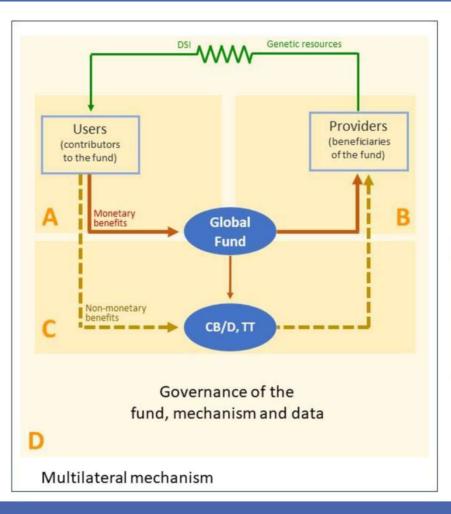


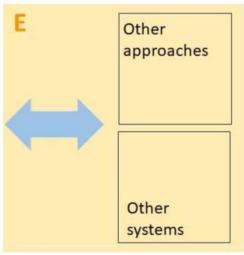
日本政府

決定15/9 Annexの各論点は、 5つのクラスターに分類されて議論された

クラフター目出し	沈宁聿15/0の再かる検討理題	
クラスター見出し	決定書15/9の更なる検討課題	
A:基金への拠出	(b)利益配分のトリガー・ポイント	
	(c)基金への拠出	
	(n)産業界の役割と利益	
B:資金の支出	(e)地理的起源の情報を基準のひとつとする金銭的利益の配分	
	(m)先住民及び地域社会の役割、権利及び利益(関連する伝統知識を含む)	
C:非金銭的利益配分	(f)地理的起源の情報を基準のひとつとする非金銭的利益の配分	
	(h)能力構築及び技術移転	
	(o)研究・技術と多数国間利益配分メカニズムの関係性	
D:ガバナンス	(a)基金の管理	
	(i)有効性のモニタリング、評価及び見直し	
	(p)データガバナンスの原則	
	(m)先住民及び地域社会の役割、権利及び利益(関連する伝統知識を含む)	
	(n)産業界の役割と利益	
E:他のアプローチやシステム	(d)多国間メカニズムを遺伝資源又は生物資源へ自主的に拡大する可能性	
との関係	(g)遺伝資源のデジタル配列情報の使用から得られる利益の配分に関するその他のI	政策
	オプション	
	(k)各国の仕組みと多数国間利益配分メカニズムのインターフェース	
	(i)名古屋議定書との関係	
	(:)州の姿源動皇手のめ姿をに対するソカーブ/の海広州	
	(リ/他の負別割員士技で負金に対する人が一人なの適応性 15	

決定15/9 Annexの各論点は、 5つのクラスターに分類されて議論された





A. 基金への拠出

B. 資金の支出

C. 非金銭的利益配分

D. (基金、仕組、データの)ガバナンス

E. 他のアプローチやシステム

CB/D: 能力構築/開発

TT: 技術移転

CBD/WGDSI/1/2

16

クラスターA:基金への拠出

利益配分のトリガー、制度等に関する意見が交わされた;

- 基金が調達する資金の規模に関する期待として、GBFのファイナンシャルギャップの解消に貢献可能な相応の規模であるべきとの意見が多かった。
- 商業化時/利益発生時を利益配分のトリガーポイントとすべきとの意見が総じて多かったが、DSIへのアクセス、DSIの使用、知財化、製品の上市をトリガーとすべきとの意見も出た。
- アフリカグループは、生物多様性関連製品の販売時に小売価格の1%を課徴金として徴収することを提案した。
- 日本は拠出を任意とする提案を行った。速やかな実施が可能という点で支持を 得る一方、基金が調達する資金の規模、予見性に対する懐疑的な意見もあった。
- DSIからの利益配分は義務であると考える途上国は少なくなかったが、どうすれば義務化できるのか、法的拘束力を持たせられるのかについては、今後の課題とされた。

クラスターB:基金の配分

基金の配分方法および配分対象に関する意見が交わされた;

- ブラジルやアルゼンチンは、各国のニーズや生物多様性の高さに応じて配分 されるべきとした。
- ブラジルは、単一DSIに基づく製品から得られる利益は、そのDSIが由来した 遺伝資源を提供したことが明確な国に配分されることを希望した。
- ■国内法で既にDSIを利益配分の対象としている国は、その実施を放棄しない限り、グローバル基金からの資金配分は受けられないとする案については賛否が分かれた。
- IIFBは、あらゆる地域の先住民族が資金に直接アクセスできるようにすることの重要性を強調した。
- 由来した遺伝資源の地理的原産地情報を資金配分のクライテリアとすること については意見の隔たりが大きかった。

クラスターC: 非金銭的利益配分

- 能力開発と技術移転を支援する枠組みの設置が議論され、一部の国はそのアイデアを支持したが、他の国は新しいプラットフォームの創設に慎重で、代わりに戦略やプロセスを提案した。
- 非金銭的利益配分を受ける基準として、生物多様性の保存・持続的利用 に係る追加的能力の必要性、DSIにアクセスし、生成し、使用する能力格 差などが挙げられた。
- 非金銭的利益のリストに、技術の開発・移転、製品を公共の場に提供すること、無料の製品ライセンス、ソーシャルプログラムへの製品無償提供、国立データベースの創設などが挙げられた。

クラスターD:(基金およびデータの)ガバナンス

グローバル基金の管理機関、ガバナンス組織、IPLCsの権利などについて議論が行われた;

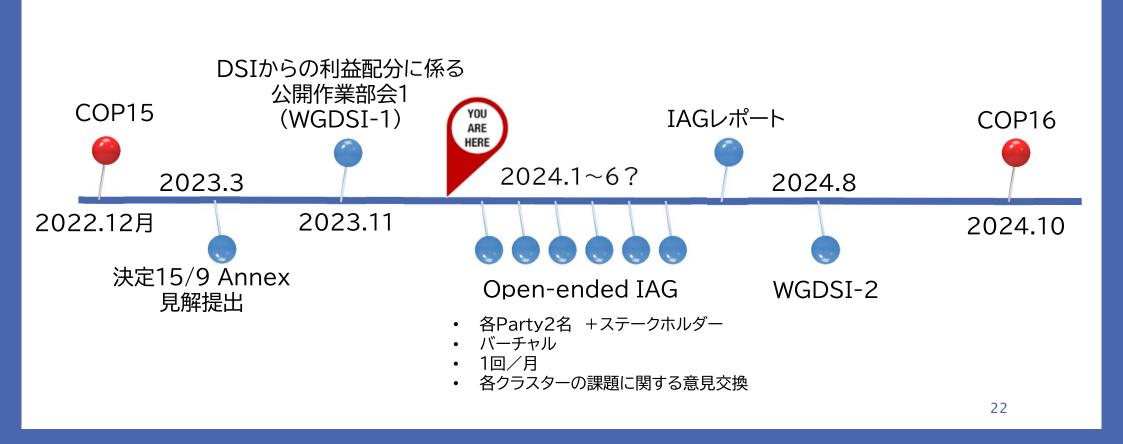
- 先進国の多くが、管理効率を理由にグローバル環境ファシリティ(GEF)をグローバル基金のホストに推したのに対し、ブラジルを筆頭とするGRULAC諸国などは、IPLCsがGEFの管理下では基金に直接アクセスできないことなどを理由に、GEFが基金のガバナンス組織となることに強く反対した。
- ガバナンス組織に IPLCs を含めることへの支持が多く、JUSCANZ 諸国もステークホルダーを含めることを支持したが、一部の国(南アフリカ、コロンビア)は、締約国のみをガバナンス組織に含めるべきとした。

クラスターE: 他のアプローチやシステムとの関係

名古屋議定書や他の国際ABSシステムとの関係について意見が交わされた;

- 1. ハイブリッドシステムに関して、以下が今後の検討課題とされた:
 - 二国間メカニズムを基本とする条約でMLMを走らせることにより生じる条約上のコンフリクトをどう回避するか?
 - 義務の重複やジュリスディクションショッピングをどう回避するか?
 - DSIをカバーする国内法を有する国の取り扱いは?
- 2. DSI以外のもの(物理的遺伝資源など)もMLMで取り扱うことについて:
 - EUと韓国はGRを含めることに前向きであったが、慎重な国が多かった。
- 3. 他の国際ABSフォーラム(ITPGR、WHO、BBNJなど)との関係性:
 - MLMの法的明確さや他のシステムとの相互支援性、柔軟性には、他のシステムとの協調・協力が必要という点で意見が一致した。
 - DSIの利益配分に関するフォーラム横断的会議体の設置に関する提案に対して、ブラジルはCBD主導を主張した。

WGDSI-2に向けての作業計画



WGDSI-1:全体を通じて

- ■DSIからの利益配分に合意したCOP決定が採択されたことを受け、本会合では自国に有利な利益配分を求める各国の動きがクローズアップされた印象。
- ■DSIの由来が特定の国とリンクできる特殊なケースに二国間メカニズムを主張するなど、ブラジルとアルゼンチン中心にハイブリッドを推す声は依然として勢力を維持している。
- ■GRも含めて一つのMLM下で取り扱うシンプルなシステムを望む声は産業界中心 にあるものの、広い支持を得るに至っていない。
- ■日本提案のボランタリーシステムは、迅速な実施が可能という点で一定の支持は得たものの、資金調達規模や予見性の点で懐疑的な見方が優勢か。ただし、慈善的な貢献を受け容れるためのボランタリーメカニズムは、マンダトリーシステムにおいても必要とされており、ふんわりと同居している状態?
- ■時間的制約がある中で、大きな意見の隔たりを越えてCBDとしてのソリューションを見出す必要がある。一方で、他の国際的ABSシステムとのハーモナイズを図れないまま拙速な制度設計を行うと、将来のR&Iの障害となることが懸念される。

産業界が今考えるべきこと: DSI利益配分問題に前向きに取り組むには?

ほぼ全てのビジネスは直接・間接に生物多様性に依存しています。DSI問題の解決を通じて、 生物多様性の保全と持続的利用のあり方とビジネスがWin-Winの関係になることはできる のでしょうか?

「受益者負担の原則」をどう考えるのか?

- 誰が受益者なのか?受益者は限定すべきなのか?
- DSIを使用しなければコスト負担を免れることについてはどう考える?
- 「利益配分」と「生物多様性の保全・回復」…両者のコンセプトはマッチしていると言えるのか?

利益配分制度:ボランタリーか、マンダトリーか?

- ボランタリーの場合、何が拠出者のインセンティブとなり得るのか?
- (米国の様な非締約国を縛ることができない)マンダトリーな制度の場合、フェアなビジネス環境は確保されるのか?

→皆さまの声をJBAにお聞かせください!

付録:COP決定15/9 パラ9、パラ10

パラ9

- a. 効率的で、実現可能で、実用的であること
- b. 費用に対し、金銭的・非金銭的双方を含むより多くの利益を生むものであること
- c. 効果的であること
- d. DSIの提供者と利用者に確実性と法的明確性を提供すること
- e. 研究とイノベーションを妨げないこと
- f. データのオープンアクセスと調和すること
- g. 国際的な法的義務と矛盾しないこと
- h. ほかのアクセス及び利益配分の文書と相互支援的であること
- i. 先住民及び地域社会が保有する遺伝資源に関連する伝統的知識に関連するものを含め、先住民及び地域社会の権利に配慮すること

パラ10

DSIの使用により得られた金銭的及び非金銭的利益は、特に生物多様性の保全と持続的利用を支援し、とりわけ先住民や地域社会に利益をもたらすために用いられるべきであることを認識する。